

4 繊維製品・パルプ・紙・木製品、 印刷・出版

列部門	1511-01	製糸
行部門	1511-011	製糸

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類141「製糸業」の生産活動を範囲とする。

なお、製糸の生産工程において発生する副産物は副産物扱いとし、「1113-051魚油・魚かす」を競合部門とする。

I S I C : 「1711 織物繊維準備業、紡績業及び織物業」
〔生産物例示〕

生糸、副蚕糸

列部門	1511-02	紡績糸
行部門	1511-021	紡績糸

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類142「紡績業」及び143「ねん糸製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、製造工程において発生するスフ屑、毛屑、合成繊維屑及び落綿は屑扱いとし、それぞれ「2051-011レーヨン・アセテート」、「0121-091羊毛」、「1511-021紡績糸」及び「0116-092綿花（輸入）」を競合部門とする。

I S I C : 「1711 織物繊維準備業、紡績業及び織物業」
〔生産物例示〕

化学繊維紡績糸：ビスコース・スフ糸、キュブラ・スフ糸、アセテート紡績糸、ビニロン紡績糸、ナイロン紡績糸、アクリル紡績糸、ポリエステル紡績糸、ポリプロピレン紡績糸

毛糸：そ毛糸、紡毛糸

その他の紡績糸：絹紡糸、さく紡糸、絹紡ちゅう糸、麻紡績糸、和紡糸、ねん糸、かさ高加工糸

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「1511-02、-021綿糸」、「1511-03、-031化学繊維紡績糸」、「1511-04、-041毛糸」及び「1511-09、-091その他の紡績糸」を統合。

列部門	1512-01	綿・スフ織物（含合繊短織物）
行部門	1512-011	綿・スフ織物（含合繊短織物）

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1441「綿・スフ織物業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1711 織物繊維準備業、紡績業及び織物業」、
「1729 他に分類されないその他の織物製造業」
〔生産物例示〕

綿織物、ビスコース・スフ織物、化学繊維紡績糸織物、和紡織物、綿・スフ・合成繊維毛布地、綿タイヤコード

〔注意点〕

幅13.0cm未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、「1519-099その他の繊維工業製品」のうち細幅織物に分類される（以下、織物部門共通）。

生産額には、製造業以外からの委託も含まれる（以下、織物部門共通）。

列部門	1512-02	絹・人絹織物（含合繊長織物）
行部門	1512-021	絹・人絹織物（含合繊長織物）

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1442「絹・人絹織物業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1711 織物繊維準備業、紡績業及び織物業」、
「1729 他に分類されないその他の織物製造業」
〔生産物例示〕

絹織物、絹紡織物、人絹織物、合成繊維長繊維織物、化学繊維タイヤコード

列部門	1512-03	毛織物・麻織物・その他の織物
行部門	1512-031	毛織物・麻織物・その他の織物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1443「毛織物業」、1444「麻織物業」及び1449「その他の織物業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1711 織物繊維準備業、紡績業及び織物業」
〔生産物例示〕

毛織物：毛織物、紡毛織物、毛風合成繊維織物、織フェルト

麻織物：亜麻織物、ちよ麻織物、黄麻織物

その他の織物：ホース、モケット、麻風合成繊維織物

〔変更点〕

平成2年表の列部門「1512-03毛織物」及び「1512-09その他の織物」を統合して「1512-03毛織物・麻織物・その他の織物」とする。また、行部門「1512-031毛織物」及び「1519-

099その他の織物（除別掲）を統合して「1512-031毛織物・麻織物・その他の織物」とする。行部門「1512-091細幅織物」は「1519-099その他の繊維工業製品」に統合する。

列部門	1513-01	ニット生地
行部門	1513-011	ニット生地

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類145「ニット生地製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1730 ニット及びブクロセ編織物並びに同製品製造業」

(生産物例示)

丸編ニット生地、たて編ニット生地、横編ニット生地

(変更点)

平成2年表の列・行部門「1513-01、-011ニット製品」より「ニット生地」を分割・新設。

これまで中間製品扱いしていた「ニット生地」を製品として扱うこととした。

列部門	1514-01	染色整理
行部門	1514-011	染色整理

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類146「染色整理業」の活動を範囲とする。

ISIC：「1712 織物整理仕上げ業」

(注意点)

生産額は、販売分（原材料購入分）及び賃加工分（原材料支給分）に分けられ、原材料購入分については、原材料支給された分と同様な扱いをして推計する。

列部門	1519-01	綱・網
行部門	1519-011	綱・網

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類147「綱・網製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1723 ひも類、ロープ、より糸及び網製造業」

(生産物例示)

ロープ、コード、トワイン、漁網、漁網以外の網地

(注意点)

平成2年表において部門の名称を昭和60年表の「ロープ・網」から「綱・網」に変更。

列部門	1519-02	じゅうたん・床敷物
行部門	1519-021	じゅうたん・床敷物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1496「じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1722 じゅうたん及び敷物製造業」

(生産物例示)

じゅうたん、だん通、タフテッドカーペット、しゅろマット、床マット等の繊維製床敷物

列部門	1519-03	繊維製衛生材料
行部門	1519-031	繊維製衛生材料

(厚生省)

日本標準産業分類の細分類1498「繊維製衛生材料製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1729 他に分類されないその他の織物製造業」

(生産物例示)

医療用ガーゼ、包帯、脱脂綿、ばんそうこう、綿棒

(注意点)

- 平成2年表において、部門の名称を昭和60年表の「1519-04、-041衛生材料」から「繊維製衛生材料」に変更。
- 紙製衛生材料は「1829-01紙製衛生材料・用品」に含まれる。

列部門	1519-09	その他の繊維工業製品
行部門	1519-099	その他の繊維工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類148「レース・繊維雑品製造業」、細分類1491「整毛業」、1492「麻製織業」、1493「せん（剪）毛業」、1494「製綿業」、1495「フェルト・不織布製造業」、1497「上塗りした織物・防水した織物製造業」及び1499「他に分類されない繊維工業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「1711 織物繊維準備業、紡績業及び織物業」

「1723 ひも類、ロープ、より糸及び網製造業」、

「1729 他に分類されないその他の織物製造業」

〔生産物例示〕

レース生地、組ひも、細幅織物、その他の繊維雑品（リリヤン、モール、ふさ等）、洗上羊毛、トップ、せん毛、ふとん綿、製綿、フェルト、不織布、上塗り・防水織物

〔変更点〕

平成2年表の列部門「1529-01製綿・寝具」のうち製綿を「1519-09その他の繊維工業製品」に統合。

行部門「1512-091細幅織物」及び「1529-011製綿・寝具」のうち製綿を「1519-099その他の繊維工業製品」に統合。

列部門	1521-01	織物製衣服
行部門	1521-011	織物製衣服

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類151「織物製（不織布製及びレース製を含む）外衣・シャツ製造業（和式を除く）」及び細分類1531「織物製下着製造業」、1533「織物製寝具類製造業」及び1551「和装製品製造業」の生産活動を範囲とする。

また、洋服製造小売業のうち製造に係る活動及び製造業以外からの委託生産も本部門の生産活動を範囲とする。

I S I C：「1810 衣服製造業（毛皮製衣服を除く。）」

〔生産物例示〕

男子・少年用服、婦人・少女用服、乳幼児用服、作業用衣服、スポーツ用衣服、校服服、ワイシャツ、織物製下着・寝着類、既製和服・帯、ショール等の和装製品

〔変更点〕

平成2年表の部門名「衣服」から「織物製衣服」へ名称変更。

〔注意点〕

生産額推計に工業統計表（品目編）を採用する場合は、非製造業者（商社等）からの生産委託分が把握できない。

しかし、縫製品の場合、商社等からの委託生産が多いため、工業統計調査の「加工賃収入－委託生産費」を同業者以外（商社等）からの委託分として、下式により生産額を推計する。「ニット製衣服」も同様。

商社分の生産額＝〔同業者以外からの委託費〕
 ／〔加工賃／生産価格〕

列部門	1521-02	ニット製衣服
行部門	1521-021	ニット製衣服

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類152「ニット製外衣・シャツ製造業」、細分類1532「ニット製下着製造業」、1534「ニット製

寝着類製造業」及び1535「補整着製造業」の生産活動を範囲とする。

また、製造業以外からの委託生産も本部門の生産活動を範囲とする。

I S I C：「1730 ニット及びクローゼ編織物並びに同製品製造業」

〔生産物例示〕

ニット製男子・少年用服、ニット製婦人・少女用服、ニット製スポーツ用服、ニット製海水着、ニット製乳幼児用服、ニット製下着、ニット寝着類、補整着

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「1513-01、-011ニット製品」より「ニット製衣服」を分割・新設。「1513-01、-011ニット製品」に含まれていたニット製靴下・手袋は「1522-09、-099その他の衣服・身の回り品」に分割・統合。

また、列部門「1521-01衣服」に含まれていた「補整着」を本部門に統合。

列部門	1522-09	その他の衣服・身の回り品
行部門	1522-099	その他の衣服・身の回り品

（通商産業省）

日本標準産業分類小分類154「毛皮製衣服・身の回り品製造業」、細分類1552「足袋製造業」及び小分類156「その他の衣服・繊維製身の回り品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C：「1730 ニット及びクローゼ編織物並びに同製品製造業」、「1810 衣服製造業（毛皮製衣服を除く。）」、「1820 毛皮仕上げ及び染色業並びに毛皮製衣服製造業」

〔生産物例示〕

帽子、毛皮製衣服・身の回り品、ネクタイ、スカーフ、ネックチーフ、ハンカチーフ、足袋類、なめし革製衣服、繊維製履物

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「1512-01、-011ニット製品」より、手袋及び靴下を分割・統合し、コードを「1522-01、-011」から「1522-09、-099」に変更。

〔注意点〕

平成2年表において、部門の名称を昭和60年表の「1522-01、-011身廻品」から「その他の衣服・身の回り品」に変更。

列部門	1529-01	寝具
行部門	1529-011	寝具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1591「寝具製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1721 繊維仕立て製品製造業 (衣服を除く。)」
[生産物例示]

ふとん, 羽毛ふとん, 寝具用カバー, シーツ, タオルケット, まくら

[変更点]

平成2年表の列・行部門「1529-01, -011製綿・寝具」から寝具を分割・新設。

列部門	1529-09	その他の繊維既製品
行部門	1529-099	その他の繊維既製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1592「帆布製品製造業」, 1593「繊維製袋製造業」, 1594「刺しゅう業」, 1595「タオル製造業」及び1599「他に分類されない繊維製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1721 繊維仕立て製品製造業 (衣服を除く。)」
[生産物例示]

蚊帳, 帆布製品 (シート, テント, 日よけ等), 繊維製袋 (麻袋, 綿袋, 合成繊維袋等), 刺しゅう製品, タオル

列部門	1611-01	製材
行部門	1611-011	製材

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1611「一般製材業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2010 製材業及び木材プレーナー業」
[生産物例示]

板材, ひき割, ひき角, 残材

列部門	1611-02	合板
行部門	1611-021	合板

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1612「単板 (ベニヤ板) 製造業」

1617「床板製造業」及び1622「合板製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2010製材業及び木材プレーナー業」, 「2021単板 (ベニヤ) シート, 合板, 積層板, パーティクルボード及びその他の板製造業」

[生産物例示]

単板, 床板, 普通合板, 特殊合板, 集成材

列部門	1611-03	木材チップ
行部門	1611-031	木材チップ

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1618「木材チップ製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2010 製材業及び木材プレーナー業」

列部門	1619-09	その他の木製品
行部門	1619-091	建設用木製品
	1619-099	その他の木製品 (除別掲)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1613「屋根板製造業」, 1614「経木・同製品製造業 (折箱・マッチ箱を除く)」, 1615「木毛製造業」, 1616「たる・おけ材製造業」, 1619「他に分類されない特殊製材業」, 1621「造作材製造業 (建具を除く)」, 1623「建築用木製組立材料製造業」, 1624「パーティクルボード製造業」, 1625「銘板・銘木製造業」, 小分類163「木製容器製造業 (竹, とうを含む)」及び169「その他の木製品製造業 (竹, とうを含む)」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「1920 履物製造業」, 「2021 単板 (ベニヤ) シート, 合板, 積層板, パーティクルボード及びその他の板製造業」, 「2022 建築用材料及び建具製造業」, 「2029 その他の木製品, コルク, わら及び編み物素材製品製造業」

[生産物例示]

建設用木製品: 屋根板, 造作材, 建築用木製組立材料, パーティクルボード, 銘板, 銘木, 床柱

その他の木製品 (除別掲): 経木, 木毛, たる・おけ材, 竹・とう・きりゅう等容器, 折箱, 木箱, 取枠・巻枠, 和たる, 洋たる, おけ類, 薬品処理木材, 靴型, はし, その他の木・竹・とう・きりゅう等の製品, コルク製品

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「3919-09、-099その他の製造工業製品」に含まれていたコルク製品を本部門に分割・統合した。

木型は「3919-09、-099その他の製造工業製品」に統合した。

列部門	1711-01	木製家具・装備品
行部門	1711-011	木製家具・装備品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1711「木製家具製造業（漆塗りを除く）」、1713「マットレス・組スプリング製造業」、小分類172「宗教用具製造業」、細分類1793「日本びょうぶ・衣こう・すだれ製造業」、1794「鏡縁・額縁製造業」及び1799「他に分類されない家具・装備品製造業」の生産活動（製造小売業のうちの製造活動部分を含む）を範囲とする。

ISIC：「3610 家具製造業」

〔生産物例示〕

机、テーブル、いす、流し台、調理台、ガス台、たんす、棚、戸棚、音響機器用キャビネット、ベッド等の木製家具並びにベッド用マットレス・組スプリング、宗教用具、日本びょうぶ、衣こう、すだれ、鏡縁、額縁

〔注意点〕

土石製家具、プラスチック製家具、ガラス製家具、陶磁器製家具等も本部門に含まれる。

列部門	1711-02	木製建具
行部門	1711-021	木製建具

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類173「建具製造業」の生産活動（製造小売業のうちの製造活動部分を含む）を範囲とする。

ISIC：「2022 建築用材料及び建具製造業」

〔生産物例示〕

雨戸、格子、障子、ふすま

列部門	1711-03	金属製家具・装備品
行部門	1711-031	金属製家具・装備品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1712「金属製家具製造業」、1791「事務所用・店舗用装備品製造業」及び1792「窓用・扉用日よけ製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「3610 家具製造業」

〔生産物例示〕

机、いす、テーブル、ベッド、流し台、調理台、ガス台、棚、戸棚等の金属製家具、ついで、陳列台、アコーディオンカーテン等の事務所用・店舗用装備品、ブラインド等の窓用・扉用日よけ

列部門	1811-01	パルプ
行部門	1811-011	パルプ
	1811-012P	古紙

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類181「パルプ製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、内生部門及び最終需要（輸入を含む）部門で発生する古紙を範囲とする。

ISIC：「2101 パルプ、紙及び板紙製造業」

〔生産物例示〕

溶解パルプ、製紙パルプ

〔変更点〕

「1811-012古紙」は平成2年表の「1811-011パルプ」のうち特殊記号2、3が付いたもの。

〔注意点〕

本部門については、古紙を主生産物とする部門（競合部門）がないため、行部門のみを仮設部門として設けている。

列部門	1812-01	洋紙・和紙
行部門	1812-011	洋紙・和紙

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1821「洋紙製造業」、1823「機械すき紙及び和紙製造業」、1824「手すき紙及び和紙製造業」及び大蔵省印刷局が行う紙幣用和紙の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2101 パルプ、紙及び板紙製造業」

〔生産物例示〕

新聞巻取紙、印刷・情報用紙、包装用紙、衛生用紙、雑種紙、手すき和紙、紙幣用和紙

列部門	1812-02	板紙
行部門	1812-021	板紙

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1822「板紙製造業」の生産活動

を範囲とする。

I S I C : 「2101 パルプ、紙及び板紙製造業」

〔生産物例示〕

段ボール原紙、白板紙、色板紙、建材原紙、その他の板紙

列部門	1813-01	段ボール
行部門	1813-011	段ボール

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1832「段ボール製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2102 段ボール及び板紙並びに紙製・板紙製容器製造業」

〔生産物例示〕

段ボール(シート)

列部門	1813-02	塗工紙・建設用加工紙
行部門	1813-021	塗工紙・建設用加工紙

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1831「塗工紙製造業」及び1833「壁紙・ふすま紙製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2101 パルプ、紙及び板紙製造業」

〔生産物例示〕

絶縁紙、絶縁テープ、アスファルト塗工紙、その他の塗工紙・加工紙、壁紙、ふすま紙

列部門	1821-01	段ボール箱
行部門	1821-011	段ボール箱

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1853「段ボール箱製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2101 パルプ、紙及び板紙製造業」

列部門	1821-09	その他の紙製容器
行部門	1821-099	その他の紙製容器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1851「重包装紙袋製造業」、1852「角底紙袋製造業」、1854「紙器製造業」及び1855「ソリッド

ファイバー・バルカナイズドファイバー製品製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2102 段ボール及び板紙並びに紙製・板紙製容器製造業」、 「2109 その他の紙及び板紙製品製造業」

〔生産物例示〕

セメント袋、米麦袋等の重包装紙袋、ショッピングバッグ、手提紙袋等の角底紙袋、折たたみ箱、機械箱、張り合わせ箱等の紙箱、紙筒、紙コップ、紙皿等のその他の紙器、ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製容器

列部門	1829-01	紙製衛生材料・用品
行部門	1829-011	紙製衛生材料・用品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1893「紙製衛生材料製造業」及び1899「他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料及び紙製衛生用品の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2109 その他の紙及び板紙製品製造業」

〔生産物例示〕

衛生用紙綿、衛生用綿状パルプ等の紙製衛生材料、紙タオル、紙ナプキン、紙おむつ、生理用品、ティッシュペーパー等の紙製衛生用品

〔注意点〕

平成2年表において昭和60年表の列・行部門「1829-09、-099その他のパルプ・紙・紙加工品」のうち紙製衛生材料及び紙製衛生用品を分割・特掲。

列部門	1829-09	その他のパルプ・紙・紙加工品
行部門	1829-099	その他のパルプ・紙・紙加工品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1834「ブックバイディングクロス製造業」、小分類184「紙製品製造業」、細分類1891「セロファン製造業」、1892「繊維板製造業」及び1899「他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料及び紙製衛生用品を除く生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2109 その他の紙及び板紙製品製造業」

〔生産物例示〕

紙製・織物製ブックバイディングクロス、事務用紙製品、学用紙製品、日用紙製品、セロファン、紙管、紙ひも、紙テープ

〔注視点〕

平成2年表において、昭和60年表の列・行部門「1829-01、-011セロファン」を本部門に統合。

平成2年表において、昭和60年表において本部門に含まれていた紙製衛生材料及び紙製衛生用品を列・行とも分割・特掲（1829-01、-011）。

列部門	1911-01	新聞
行部門	1911-011	新聞

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類191「新聞業」の生産活動を範囲とする。

なお、生産額には広告料収入を含める。

I S I C : 「2212 新聞、雑誌及び定期刊行物出版業」

列部門	1911-02	印刷・製版・製本
行部門	1911-021	印刷・製版・製本

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類193「印刷業（謄写印刷業を除く）」、194「製版業」、195「製本業、印刷物加工業」、199「印刷業に伴うサービス業」及び大蔵省印刷局の印刷・製版・製本活動を範囲とする。

なお、生産額には大蔵省印刷局の広告料収入を含める。また、一般印刷の加工賃収入分は、ほとんど同業者からの委託とみなし、生産額には含めない。

I S I C : 「2221 印刷業」、 「2222 印刷に関連するサービス業」

〔生産物例示〕

凸版印刷物（活版）、平版印刷物（オフセット）、凹版印刷物（グラビア）、特殊印刷物、製版、官報印刷、紙幣印刷

列部門	1911-03	出版
行部門	1911-031	出版

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類192「出版業」の活動とする。

なお、生産額には広告料収入を含める。

I S I C : 「2211 書籍、パンフレット、楽譜及びその他の出版物出版業」、 「2212 新聞、雑誌及び定期刊行物出版業」、 「2219 その他の出版業」

〔生産物例示〕

書籍、雑誌、定期刊行物、その他の出版物